め、「廃置分合があった場合における標準財政規模の算定について規定する地方財政法施行令第三十一条に基づく」を削り、同条第三項中「前条に規定する」を「当該年度の中途において市町村の廃置分合のあった」に、「の連結実質赤字額の」を「に係る前条第二号の連結実質赤字額に相当する額の」に改め、同項第一号中「とした」の下に「廃置分合後の」を加え、「みなして、当該市町村の連結実質赤字額を」を「みなし、連結実質赤字額の例により」に改め、同項第二号中「分割した」の下に「廃置分合後の」を加え、「当該市町村」を「市町村」に改め、同条第四項中「前条に規定する」を「前条第三号の」に、「並びに」を「に相当する額並びに同号の」に、「(以下この条」を「に相当する額（次項」に、「等」を「に相当する額等」に改め、同項第一号中「とした」の下に「廃置分合後の」を加え、「地方債の元利償還金の額等」を「法第二条第三号に規定する地方債の元利償還金の額及び準元利償還金の額並びに同号に規定する地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額（次号及び次項において「地方債の元利償還金の額等」という。）」に改め、同項第二号中「分割した」の下に「廃置分合後の」を加え、「当該市町村」を「市町村」に、「廃置分合の市町村」を「廃置分合前の市町村」に改め、同条第五項中「から当該年度までのいずれかの年度」を「又は当該年度」に、「等の」を「に相当する額等の」に改め、同項第一号中「とした」の下に「廃置分合後の」を加え、同項第二号中「分割した」の下に「廃置分合後の」を加え、「当該市町村」を「市町村」に、「廃置分合の市町村」を「廃置分合前の市町村」に改め、同条第六項中「前条に規定する」を「前条第四号の」に、「額等に係る一般会計等負担見込額」を「額に係る一般会計等負担見込額、受益権を有する信託に係る一般会計等負担見込額、設立法人以外の者のために負担している債務の額等に係る一般会計等負担見込額」に、「組合の」を「組合」に、「、地方債の償還額等に充当可能な基金」を「に相当する額並びに同号の地方債の償還額等に充当可能な基金」に、「(以下「地方債の現在高等」という。)」を「に相当する額」に改め、同項第一号中「とした」の下に「廃置分合後の」を加え、「地方債の現在高等」を「法第二条第四号イからヌまでに掲げる地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額、組合が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額、退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額、設立法人の負債の額に係る一般会計等負担見込額、受益権を有する信託に係る一般会計等負担見込額、設立法人以外の者のために負担している債務の額等に係る一般会計等負担見込額及び組合連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額並びに同号ルからワまでに掲げる地方債の償還額等に充当可能な基金、地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入及び地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額（次号において「地方債の現在高等」という。）」に改め、同項第二号中「分割した」の下に「廃置分合後の」を加え、「当該市町村」を「市町村」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十条中「令第二十三条第一項の規定により」を削り、「以下「」を「次条において「」に、「ついて、当該廃置分合があった年度又はその翌年度における当該廃置分合後の市町村の」を「係る令第二十三条第一項の」に改め、同条第一号中「実質赤字額として次条」を「実質赤字額（次条第一項第二号において単に「実質赤字額」という。）に相当する額として次条第一項」に、「同号に規定する標準財政規模の額として次条」を「法第二条第一号に規定する標準財政規模の額に相当する額として次条第二項」に改め、「及び次条」を削り、「額」を「額に相当する額」に改め、同条第二号中「として次条」を「（次条第三項において単に「連結実質赤字額」という。）に相当する額として次条第三項」に改め、「の額」の下に「に相当する額」を加え、同条第三号中「準元利償還金の額として次条」を「準元利償還金の額に相当する額として次条第四項又は第五項」に、「同号」を「法第二条第三号」に、「金額として次条」を「金額に相当する額として次条第四項又は第五項」に、「等の額として次条」を「等の額に相当する額として次条第二項」に、「額」を「額に相当する額」に、「の額から」を「の額に相当する額から」に、「の額を」を「の額に相当する額を」に改め、同条第四号中「チまで」を「ヌまで」に、「額等に係る一般会計等負担見込額」を「額に係る一般会計等負担見込額、受益権を有する信託に係る一般会計等負担見込額」に、「組合の」を「組合」に、「として次条」を「に相当する額として次条第六項」に、「同号リからルまで」を「法第二条第四号ルからワまで」に改め、「標準財政規模の額」及び「等の額」の下に「に相当する額」を加え、同条を第二十二条とする。

第十九条を第二十一条とし、第十八条を第二十条とし、第十七条を第十九条とする。

第十六条中「第二条第四号ル」を「第二条第四号ワ」に改め、同条各号中「比率算定年度」を「当該年度」に改め、同条を第十八条とする。

第十五条中「第二条第四号ヌ」を「第二条第四号ヲ」に改め、同条第一号から第四号までの規定中「の定める」を「が定める」に改め、同条第五号中「第十四条各号」を「第十六条各号」に改め、同条第六号中「の定める」を「が定める」に改め、同条を第十七条とする。

第十四条中「第二条第四号リ」を「第二条第四号ル」に改め、同条第一号中「第三十七条」を「第二十二条」に改め、同条第四号中「ニまで」を「チまで」に改め、同条を第十六条とする。

第十三条の見出し中「組合の」を「組合」に改め、同条中「第二条第四号チに規定する」を「第二条第四号ヌに規定する」に改め、同条第一号中「第二条第四号チ」を「第二条第四号ヌ」に、「「組合の」を「「組合」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　組合連結実質赤字額について、当該組合の加入団体間であん分方法が取り決められていない組合　イ及びロに掲げる額の合算額がハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額

イ　当該組合に設置されている会計ごとの法第二条第二号イの合算額に相当する額に当該会計における全加入団体の負担金の額に占める当該地方公共団体の一般会計等から支出された負担金の額の割合（以下この号において「当該地方公共団体の負担割合」という。）を乗じて得た額を合計した額

ロ　当該組合に設置されている会計ごとの法第二条第二号ロの資金の不足額に相当する額に当該地方公共団体の負担割合を乗じて得た額を合計した額

ハ　当該組合に設置されている会計ごとの法第二条第二号ハの当該超える額に相当する額に当該地方公共団体の負担割合を乗じて得た額を合計した額

ニ　当該組合に設置されている会計ごとの法第二条第二号ニの資金の剰余額に相当する額に当該地方公共団体の負担割合を乗じて得た額を合計した額

第十三条を第十五条とする。

第十二条の次に次の二条を加える。

（受益権を有する信託に係る一般会計等負担見込額）

第十三条　法第二条第四号トに規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、当該年度の前年度の末日における、貸借対照表その他の当該受益権を有する信託（法第二条第四号トに規定する受益権を有する信託をいう。次条第二号において同じ。）に係る信託財産の状況を明らかにする書類（以下この条において「信託前年度貸借対照表等」という。）における負債の額（当該地方公共団体からの借入金（一般会計等からの借入金及び当該地方公共団体に設置されている地方自治法第二百四十一条第五項に規定する基金（第十六条各号に定める基金を除く。）からの借入金に限る。）の額並びに第八条第七号及び第八号に規定する支出予定額（当該地方公共団体が損失補償又は保証をしていた債務及び引き受けた債務が信託前年度貸借対照表等における負債に計上されている場合における当該計上されている額を上限とする。）のうち当該年度以降に返済する額を除く。）が次の各号に掲げる額の合計額を超える場合における当該超える額のうち、総務大臣が定める基準に従って算定した額とする。

一　信託前年度貸借対照表等における現金及び預金の額

二　信託前年度貸借対照表等における有価証券及び金銭債権の額（当該資産に係る引当金の額を除く。）

三　当該受益権を有する信託に係る資産（前二号に掲げるものを除く。）の評価額として総務大臣が定める基準に従って算定した額